

平成 27 年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業」  
成果報告書

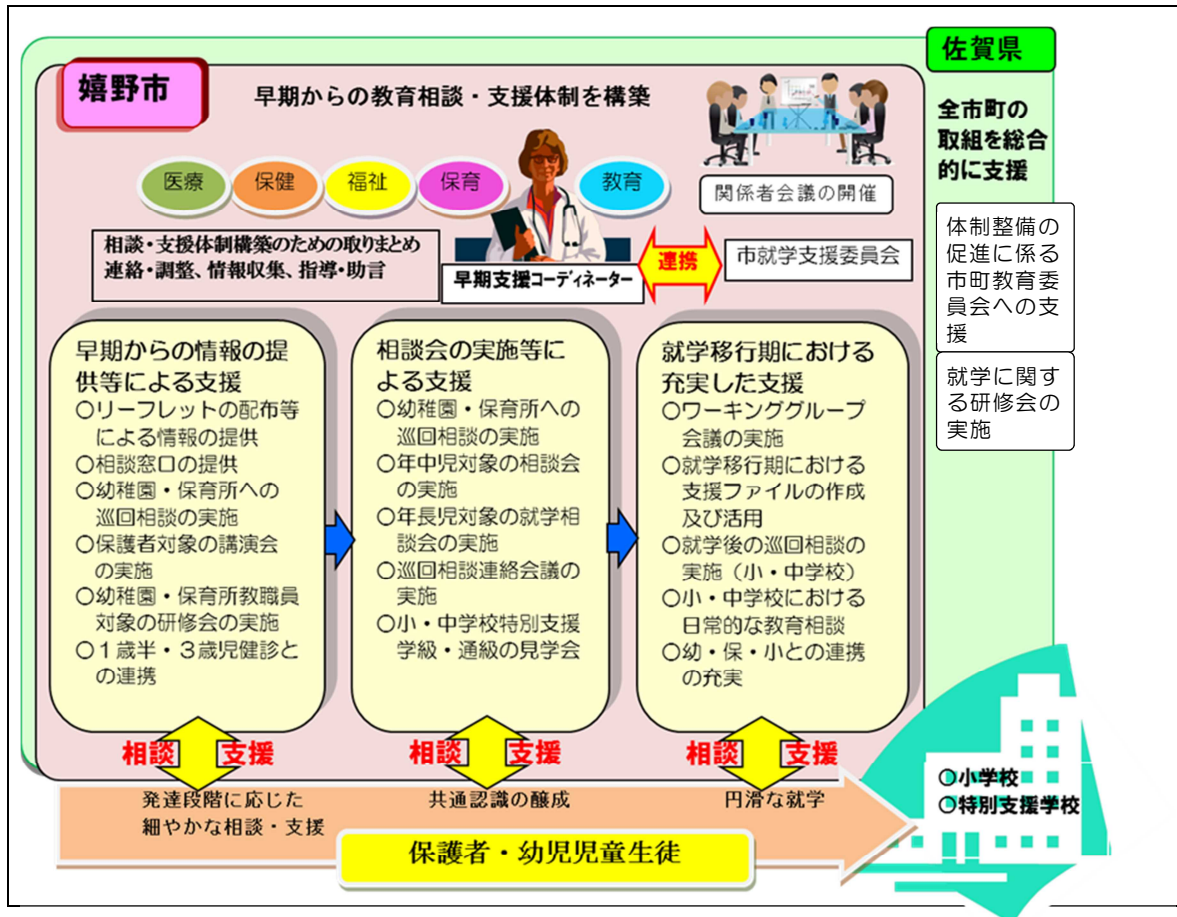
団体名（受託自治体名）	佐賀県教育委員会
-------------	----------

I 概要

1 事業の概要

- <都道府県における事業>
- ① 体制整備の促進に係る市町教育委員会への支援
  - ② 就学に関する研修会の実施
- <指定する推進地域における事業>
- ① 早期支援コーディネーターの配置
  - ② 早期からの情報の提供等による支援の充実
  - ③ 相談会の実施等による支援の充実
  - ④ 就学移行期における充実した支援の充実
  - ⑤ 関係機関及び関係各課との連携の充実

<事業の概念図>



## 2 事業の成果

### <都道府県における事業>

- ① 体制整備の促進に係る市町教育委員会への支援
  - ・ 市町教育委員会の就学事務及び就学相談・支援担当者の文部科学省主催の平成 27 年度合理的配慮普及推進セミナーへの派遣を通して、インクルーシブ教育システム構築に向けた、障害のある子供一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて実施する合理的配慮についての理解を深めるとともに、各自治体における特別支援教育の一層の推進を図ることに寄与することができた。
- ② 就学に関する研修会の実施
  - ・ 就学に関する研修会において、就学事務及び就学相談・支援担当者が研究協議や研修を行うことを通して、各市町の就学相談・支援に関する取組の現状や就学先決定までの過程、課題等について、情報交換を行うとともに理解の推進を図ることができた。
  - ・ 前年度までに文部科学省から委託を受けていた事業について、再委託先である市町の担当者から、その取組や成果について報告を行うことを通して、県内市町への情報提供とインクルーシブ教育システム構築についての理解の推進を図ることができた。
  - ・ また、外部講師を招いての「インクルーシブ教育システムと合理的配慮について」の講演は、各市町の担当者において、発達の視点から見た合理的配慮の捉え方と乳幼児期からの連携等、その重要な観点について理解を深める機会となった。

### <指定する推進地域における事業>

- ① 早期支援コーディネーターの配置
  - ・ 早期支援コーディネーターの配置により、関係課の業務をつなぐ役割は言うまでもなく、保護者や幼稚園・保育所等への情報発信や相談窓口機能としての役割を果たすなどの相談・支援体制を構築できたことがこの事業の最も大きな成果であると考えられる。
- ② 早期からの情報の提供等による支援の充実
  - ・ 昨年度の本事業において作成した就学相談のリーフレットの配布により、市内全ての幼児を持つ保護者に対して情報提供ができた。
  - ・ 幼稚園・保育所等への巡回相談により、早期からの情報共有や指導・助言等ができた。
  - ・ 未就学児保護者を対象とした講演会を実施し、保護者や本人の困難さに寄り添った支援の在り方について情報提供することができた。
  - ・ 幼稚園・保育所・小学校の幼保小連携部会の実施により、幼児児童の情報交換や就学に関する情報提供ができた。
- ③ 相談会の実施等による支援の充実
  - ・ 年中幼児保護者対象の「子育て相談会」の実施により、次年度の年長幼児保護者対象の「就学相談会」へスムーズに引き継げるようになった。
  - ・ 巡回相談連絡会を実施し、訪問して得られた情報について意見交換をし、今年度及び次年度以降、支援が必要な幼児児童の把握を行った。
  - ・ 小・中学校の特別支援学級の見学会を保護者の要望に応じて随時実施した。特別支援学級担任と保護者が意見交換をし、理解を深めることができた。
- ④ 就学移行期における充実した支援の充実
  - ・ 幼稚園・保育所等から小・中学校、高等学校、就労まで一貫して活用できる「引継ファイル」を作成した。このことにより、移行期においても支援を充実させることができた。
  - ・ 「引継ファイル」を活用するためには、移行支援会議を各学校で実施することが重要であることが分かった。

⑤ 関係機関及び関係各課との連携の充実

- ・ 関係者会議、ワーキンググループ会議の実施により、関係機関との距離感が非常に縮まり、連携を取りやすくなった。また、同じ市内に県立特別支援学校があることの有用性を再認識することができた。
- ・ 早期支援コーディネーターが幼稚園・保育所等へ足を運ぶことにより、教育委員会との心理的な距離が近くなったという実感が実際の声として聞かれるようになった。
- ・ 関係課との連携により、幼児児童生徒に関連する業務の確認と整理ができ、よりよい情報の提供ができるようになった。

3 事業の課題とその解決のために必要な取組

<都道府県における事業>

① 体制整備の促進に係る市町教育委員会への支援

- ・ 早期からの教育相談の充実など、適切な教育支援のための体制整備を促進する市町教育委員会に対し、どのような支援を行うことができるか、今後も市町教育委員会と連携しながら検討する必要がある。
- ・ 就学先の決定や合理的配慮について、市町教育委員会と保護者の合意形成が図られるよう、市町教育委員会と連携し、必要な支援を行っていく必要がある。

② 就学に関する研修会の実施

- ・ 本事業を活用したモデル的な取組とその成果を、県内の他の市町にも広く周知していく必要がある。また、併せてインクルーシブ教育システム構築を進めるに当たっての合理的配慮や基礎的環境整備等について、事例を通して、これらの理解を一層促していく必要がある。

<指定する推進地域における事業>

- 早期支援コーディネーターの配置が有効であることが分かった。予算の確保が課題である。
- 年中幼児の保護者を対象とした「子育て相談会」は、特に有効な手立てであることから、定例開催できるようにすることが課題である。そのためには、スタッフの確保と日程調整が重要である。
- 平成27年度の事業で「引継ファイル」を作成できたが、次の段階として、今後はその活用が課題となる。移行支援会議の位置付け等について市内の小・中学校の校長会等で理解を促していく必要がある。
- 2年間の取組により、有効な手立てや体制づくりができつつあるが、担当者が代わっても継続できることが重要である。そのためには、必要な連携会議等は残しながら、単にマニュアルの引継ぎではなく、理念の引継ぎができる仕組みを工夫しなければならない。